記者発表資料

平成 23 年 12 月 12 日
東 北 地 方 整 備 局

指定確認検査機関の処分について

本日、建築基準法に基づく東北地方整備局長指定の指定確認検査機関１機関に対し、業務停止命令及び監督命令を行いましたのでお知らせいたします。

（1）機関名　株式会社建築検査機構（福島県郡山市）

（2）違反事由の概要

株式会社建築検査機構は、平成１８年の法改正により平成１４年６月２０日以降の書類の保存期間が５年から１５年に延長され、それについては国からも通知（平成１９年６月２０日東北地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、平成１８年３月３１日までに確認済証を交付した 6,919 件分の書類を廃棄した。

（3）機関処分の内容

① 業務停止命令

平成２４年１月６日から１月間、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成１１年建設省令第１３号。以下「機関省令」という。）第１５条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第１５条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。

二　既に締結した契約の変更により、機関省令第１５条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。

三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。

② 監督命令

法第７７条の２９第２項の規定により書類を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成２４年１月１２日までに提出するとともに、１年以内に監視委員会等による書類存否の点検を実施すること。また、この命令の日から１年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

（4）東北地方整備局の対応

① 廃棄した書類の回復

確認検査の業務に関する書類は建築規制の実効性の確保を図る上で極めて重要であることから、株式会社建築検査機構に対し、廃棄した書類について建築主が持つ副本の複写（建築主が持っていない場合は設計事務所の持つ設計図書の複写）等書類の回復に代わる措置を講じるよう指導した。

② 書類の保存期間に関する通知の発出

東北地方整備局長指定の指定確認検査機関に対し、書類の保存期間について誤った解釈をしないよう、書類の保存期間に関する通知を改めて発出する。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ〉

問い合わせ先		
国土交通省	東北地方整備局	
	TEL 022-225-2171（代表）	
建政部	都市・住宅整備課長	宮　崎　貴　雄（内線 6161）
	都市・住宅整備課　建築業務係長	松　岡　　広　（内線 6188）